

報道関係各位

令和4年12月17日  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
スポーツ振興事業部

## スポーツ振興くじの取扱いについて (12月17日11時30分時点)

スポーツ振興くじについて、以下の指定試合(B1リーグ第12節)が中止となりました。

### 【中止が決定した指定試合】

12月17日(土) 開催 「サンロッカーズ渋谷 vs 群馬クレインサンダーズ」

12月18日(日) 開催 「サンロッカーズ渋谷 vs 群馬クレインサンダーズ」

(※詳細は、B.LEAGUE 公式サイトをご確認ください。)

つきましては、その決定を踏まえまして、次のとおり取り扱います。

### 【第26回「WINNER予想バスケ1 試合予想」】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、第3項及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第7条第2項第1号に基づき、当該指定試合に係る第26回「WINNERバスケ1 試合予想」は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。

返還方法その他詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

お客様がお買い上げになりましたスポーツくじチケットにつきましては、返還の際に必要となりますので、保管くださいますようお願いいたします。



【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第17条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(法第17条第1項の文部科学省令で定める数及び事由)

第7条

2 法第17条第1項の文部科学省令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 センターが、第3条第1項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合等が開催されない旨の通知を受けたとき、又は指定組織が公表し、若しくは照会に応じて回答した情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合等が開催されないことを確認したとき。

【参考2】スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	予想系くじ				非予想系くじ			
	WINNER 1試合予想	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG/ 100円BIG	MEGA BIG	BIG1000	mini BIG
指定試合数	1試合	13試合	5試合	3試合	14試合	12試合	11試合	9試合
最低成立 試合数	1試合	9試合 (4試合中止 まで)	3試合 (2試合中止 まで)	2試合 (1試合中止 まで)	10試合 (4試合中止 まで)	8試合 (4試合中止 まで)	8試合 (3試合中止 まで)	6試合 (3試合中止 まで)

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項